

第1回船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会 議事録

1. 開催日時

令和7年5月29日（木）午前10時～10時56分

2. 開催場所

船橋市役所7階 704会議室

3. 出席者

- ① 委員 伊原 浩昭委員、下永田 修二委員、森嶋 康太郎委員、
村松 大輔委員（オンライン）、森岡 咲南委員、近藤 康子委員、
大橋 一樹委員
- ② 事務局 高橋生涯学習部長、由良青少年課長、宮崎青少年課長補佐、
津田青少年事業係長、椎野主事

4. 欠席者

なし

5. 議題

- ① 委員長の選出及び職務代理者の指名について（公開）
- ② 一宮少年自然の家の概要及び選定委員会のスケジュールについて（公開）
- ③ 指定管理者募集要項等について（一部非公開）
- ④ 評価基準及び順位付けについて（非公開）

（船橋市情報公開条例第7条第5号の不開示情報を審議することから、同条例第26条第2号に該当するため）

6. 決定事項

- ① 委員の互選により、下永田委員が委員長となった。また、委員長の指名により、伊原委員が職務代理者となった。
- ② 一宮少年自然の家の概要及び選定委員会のスケジュールについて事務局から説明し、審議のうえ、選定委員会のスケジュールが承認された。
- ③ 募集要項案について事務局から説明し、審議のうえ、募集要項が承認された。
- ④ 指定管理者候補者の選定方法及び評価基準の案について事務局から説明し、審議のうえ、選定方法及び評価基準が決定された。

午前10時00分 開会

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より「第1回船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会」を始めさせていただきます。本選定委員会の委員長が決まるまで事務局にて議事を進行させていただきます。青少年課の宮崎と申します。よろしく願いいたします。

はじめに資料の確認をいたします。まず、事前に2点、資料を送付させていただいております。1点目、船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会資料一式がファイリングされているピンク色のファイル。2点目、クリップ止めされた1ページ目に第1回船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会次第と書かれている資料。それと、本日机の上に席次表および施設のパンフレットをお配りしております。資料をお持ちでない方、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

それでは次第の2、委嘱状及び辞令の交付を行わせていただきます。本来であれば教育長より交付させていただくところですが、公務の都合により代理として船橋市教育委員会生涯学習部部長高橋伸行より交付させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。なお、市職員につきましては、委嘱状ではなく辞令の交付となります。お名前をお呼びしますので、その場でご起立ください。受け取り後、ご着席下さい。

〈高橋生涯学習部長より各委員に委嘱状及び辞令の交付〉

なお、村松大輔様におかれましては、本日、リモートにて会議にご出席をいただいておりますので、委嘱状につきましては、後日送付いたします。以上をもちまして、委嘱状等の交付を終了します。

続きまして、高橋生涯学習部長より委員の皆様へご挨拶を申し上げます。

○高橋生涯学習部長

皆様おはようございます。生涯学習部長の高橋でございます。

本日はご多忙の中、本委員会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

今回指定管理者を選定いただく船橋市立一宮少年自然の家は、自然の中での集団宿泊生活を通して、健全な少年の育成を図ることを目的として、千葉県長生郡一宮町に設置された社会教育施設でございます。これまで船橋市内の小学校における校外学習を中心に、多くの子ども達や市民の皆様にご利用をいただいております。今後もより安全で魅力ある施設運営を継続するため、今回は新たな指定管理者の選定にあたって、皆さまに公平かつ公正なご審議をお願いするものでございます。選定委員の皆様には、選定のご主旨をご理解いただき、それぞれのご専門やご経験を

踏まえ、ご検討とご助言を賜りたいと思っております。非常に限られた時間ではございますが、指定管理者候補者の選定にお力添えを賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

ありがとうございました。

続いて、お配りしております「委員名簿」の順に各委員の皆様をご紹介します。

お名前を及び致しますので、自己紹介と併せて一言ずつ、ご挨拶を頂ければと存じます。

淑徳大学 総合福祉学部 教授 伊原 浩昭 委員

○伊原委員

淑徳大学伊原と申します。現在、淑徳大学で、小学校の先生の養成に携わっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

千葉大学 教育学部 教授 下永田 修二 委員

○下永田委員

おはようございます。千葉大学の下永田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず私は教育学部の方に在籍勤めさせていただいております。なぜか今年度からうちの附属小学校の方の校長も務めさせていただいております。この選定委員の方、実は前回も関わらせていただいております。施設の方の見学させていただいたりしておりますので、今回も選んでいただいたような形になっておりますので、今回もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

千葉県税理士会船橋支部 税理士 森嶋 康太郎 委員

○森嶋委員

皆様初めまして。私、森嶋康太郎と申します。私はこの5月から船橋市で税理士をさせていただいております。以前は監査法人で会計監査業務、及び会計アドバイザーの会社でM&Aにおける財務評価や事業計画評価・作成等の業務に従事しておりました。本件では、船橋市立一宮少年自然の家様の指定管理者候補者様の事業計画の評価や、財務、会計及び財務の観点で皆様のお力になれるよう務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

本日リモートにてご参加いただいている青少年相談員連絡協議会 副会長 村松 大輔 委員

○村松委員

青少年相談員の村松です。今回すいません、オンラインでの参加となってしまっておりますが、よろしく願いいたします。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

船橋市少年少女団体連絡協議会 ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区 森岡 咲南 委員

○森岡委員

おはようございます。森岡咲南です。去年津別町青少年交流事業で一宮少年自然の家を利用させていただきました。よろしく願いいたします。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

船橋市立金杉小学校 校長 近藤 康子 委員

○近藤委員

今年度から金杉小学校の校長になりました、近藤と申します。一宮に子ども達を引率してキャンプファイヤーで火の神やったり、そういったところで実際に子ども達をつれていく立場で一宮にはお世話になりました。千葉市の方も、一度大きな学校に行ったこともありますので利用させていただいたこともあるんですけども、私自身も勉強しながら参加させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

船橋市教育委員会 生涯学習部 青少年センター 所長 大橋 一樹 委員

○大橋委員

青少年センター所長 2年目となります、大橋一樹と申します。よろしく願いいたします。私も市内の小学校から昨年度、青少年センターへ配属となりまして、近藤先生と同じように一宮の方は子どもを引率して宿泊も何回もといったところとなります。また、青少年センターに来てからは、夏休みですね、不登校、不登校傾向の児童生徒を集めてふれあいキャンプというのをやっております。大学生のボランティアをお招きして今年も、8月に行われる予定でございます。お力になれることがあればよろしく願いいたします。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

ありがとうございました。次に、事務局職員を紹介させていただきます。高橋生涯学習部長でございます。由良青少年課長でございます。以下、青少年課 青少年事業係職員でございます。最後に、青少年課課長補佐の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に移りたいと思います。本日の委員会においては、7名の委員に出席をいただいておりますことから、船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会設置要綱第5条第2項に規定されております開催の要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、会議の公開・傍聴について説明させていただきます。本会議につきましては、議題1「選定委員会委員長の選任（互選）及び職務代理者の指名について」及び議題2「選定委員会全体スケジュールについて」は不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。議題3「指定管理者募集要項について」の一部、及び議題4「評価基準及び順位付けについて」は、船橋市公開条例第7条第5号の定めにより該当する不開示情報があるため、非公開といたします。非公開の審議の前に、傍聴人にはご退出をお願いすることになります。なお、本日、受付を行ったところ傍聴希望者はいらっしゃいませんでしたので、ご報告申し上げます。

はじめに、本委員会につきまして改めてご説明させていただきます。本委員会は、船橋市立一宮少年自然の家という現在指定管理者が管理運営を行っている施設について、令和8年度からの新たな指定管理者の候補者を選定することを目的としております。クリップ止め資料の3、船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会設置要綱の第2条をご覧ください。委員会の主な所掌事務はこちらにありますとおり、委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者候補者を選定し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

（1）少年自然の家の指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること

（2）指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること

（3）その他、指定管理者候補者を選定するにあたり教育委員会が必要と認める事項となります。

皆様のご協力のもと、より良い指定管理者の選定ができればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題①「選定委員会委員長の選任（互選）及び職務代理者の指名について」お諮りいたします。「船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会設置要綱」第4条では、本委員会の委員長は委員の互選により定めることとなっております。

どなたかご推薦等ございますでしょうか。

○大橋委員

青少年センターの大橋です。学校教育における自然体験活動等をご専門とされており、前回の一宮少年自然の家指定管理者選定委員も務められている、下永田委員にお願いしてはいかがでしよ

うか。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

ありがとうございます。下永田委員というご推薦がありましたが、皆様、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

下永田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○下永田委員

了解いたしました。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

それでは、下永田委員が委員長として承認されました。下永田委員長より、一言ご挨拶をお願いします。

○下永田委員長

ただいま皆様にご推薦・ご承認をいただきました下永田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。施設を安定的に管理・運営できる指定管理者を選定できればと思います。皆様におかれましては、各々ご専門の立場からご意見を頂戴したくお願ひ申し上げます。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

ありがとうございました。それでは、「船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会設置要綱」第5条の規定により、会議の議長は委員長が務めることとなっております。この後の進行につきましては、下永田委員長にお願ひいたします。

○下永田委員長

それではよろしくお願ひします。「船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会設置要綱」第4条第4項では、委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときに、その職務を代理する職務代理者を、委員長があらかじめ指定することとなっております。恐縮ですが、私から指名させていただきます。職務代理者は、大学教授として社会科教育をご専門にされており、千葉市教育委員会において指定管理者選定評価委員会委員も務められるなど、指定管理者制度に精通しておられる伊原委員にお願ひ申したいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○下永田委員長

伊原委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○伊原委員

了解いたしました。

○下永田委員長

職務代理者の指名が承認されました。伊原委員、よろしければ一言、お願いいたします。

○伊原委員（職務代理者）

よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、やはり各々ご専門の分野から、船橋市立一宮少年自然の家がより良い施設となるよう、適任の指定管理者候補者をお選びいただきたく、お願い申し上げます。

○下永田委員長

ありがとうございました。それでは議事に沿って進めて参ります。議題②「一宮少年自然の家の概要及び選定委員会のスケジュールについて」事務局よりお願いいたします。

○事務局（津田青少年事業係長）

まずは概要についてご説明させていただきます。お配りしているクリップ止めの資料4「船橋市立一宮少年自然の家概要」、及びパンフレットをご覧ください。今回対象となる一宮少年自然の家ですが、千葉県長生郡一宮町の沿岸部に位置しております。鉄道駅からは若干離れておりますが、事前予約して頂ければJR上総一宮駅まで、無料の送迎も行っております。船橋市立一宮少年自然の家は、昭和56年に開設した青少年の健全育成を目的としている社会教育施設であり、敷地面積は3万3千774㎡、管理棟を含めた全体の延床面積は3千887㎡です。宿泊室や食堂、体育館を備えた管理棟のほか、芝生広場や炊事場、工作棟といった施設もございます。なお、プール及びテニスコートにつきましては、現在、施設の老朽化により使用を中止しているところでございます。

続きましてピンク色のファイル内の資料4簡易平面図・施設概要をご覧ください。まず資料4の1ページ目をご覧ください。こちらの資料では管理棟の平面図を示しており、管理棟には1階に食堂があり、2階には体育館もございます。次に資料4の2ページをご覧くださいと、敷地内の案内図を示しております。先ほど平面図にてご説明いたしました管理棟は左下に位置しており、左上には工作棟もございます。また、図の右下の色が濃くなっている部分につきましては、実際には小高い丘のような形状となっております。続きまして資料4の3ページをご覧ください。施設概要といたしまして、写真を掲載しております。4ページには管理棟内部の食堂と研修室、5

ページには浴室と体育館、6 ページには宿泊室、7 ページには工作棟の外観・内観、8 ページには芝生広場とキャンプファイヤー場、9 ページには野外炊飯場、10 ページには野外トイレと現在は使用を中止しておりますプール、そして11 ページには、こちらも現在は使用を中止しておりますテニスコートの写真を掲載してございます。施設の概要につきましては以上となります。また、後ほど今後のスケジュールをご説明させていただきますが、6月下旬には事業者を対象とした現地見学会を予定しております。出欠確認につきましては、あらためて行う予定でございますが、ご参加いただける委員におかれましては、その際に現地を視察いただくことも可能でございます。次に、本委員会の具体的なスケジュールについて説明いたします。クリップ止めの資料5「本委員会のスケジュールについて(案)」をご覧ください。本委員会は3回の開催を予定しております。本日の第1回目においては、議題④にもなっております、指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定をいたします。具体的にはクリップ止めの資料6及び資料8に記載しております。こちらは非公開情報が含まれておりますので傍聴の皆様にはお配りしておりません。本日決定した内容を盛り込みました募集要項を、6月中旬に市のホームページ等に公開をいたしまして、8月中旬に募集を締め切ります。第2回の選定委員会は、提出されました申請書類の審査をいただきます。こちらは9月の中旬ごろを予定しております。第3回の委員会は、面接審査を通過しました事業者に対してプレゼンテーション及び書面審査での疑問点に対する質疑応答を行う面接審査を行います。面接審査を行った結果を基に指定管理者候補者を選定いただきます。選定された指定管理者候補者は、議会にて審議され、正式な指定管理者となります。令和8年4月から新たな指定期間の管理を行うこととなります。説明につきましては、以上となります。

○下永田委員長

ありがとうございました。施設の概要、今後のスケジュールについて説明がありました。なにかご意見・ご質問などありますでしょうか。

○下永田委員長

特になければ、議題②「一宮少年自然の家の概要及び選定委員会のスケジュールについて」、ご承認いただきたいと思います。

(異議なし)

○下永田委員長

議題②「一宮少年自然の家の概要及び選定委員会のスケジュールについて」が承認されました。続いて、議題③「指定管理者募集要項等について」です。本委員会は、次の議題④に係る「少年自然の家の指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること」を所管事務としておりますが、募集要項など事業者募集にあたっての各種資料は事業者選定にかかわるものであります。なお、募集要項の中に議題④に係る部分があることから船橋市情報

公開条例第7条第5号に定める事項について審議するため、一部が非公開となります。非公開となる部分になりましたら傍聴人の方にはご退席いただきますのであらかじめご承知おきください。この後、事務局より資料について説明をいただきますが、各委員の様々な視点からのご意見をいただき、事務局におかれましては募集時に出来る限り反映いただければと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（津田青少年事業係長）

はい、ありがとうございます。募集要項について説明させていただきます。お手元のピンク色ファイルをご覧ください。「1」とインデックスの付いたものが募集要項（案）となります。インデックスの2～9は、資料となっております。簡単に説明させていただきます。インデックスの2は、「業務仕様書」となります。具体的な業務の内容を定めたものとなっております。3は、「設備保守点検等業務仕様書」となります。4は、「利用状況一覧」です。5は、「員五平面図・施設概要」で、平面図や施設の写真を掲載しております。6は、「備品一覧表」で、現在、一宮少年自然の家にあります、本市が貸与している備品の一覧となります。7は、「消耗品一覧表」です。8は、「報告書一式」です。事業者が実際の業務にあたって使用するものとなります。9は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」です。当該施設は公共施設であるため、市と同様の対応を求めるものとなります。最後に、インデックスの10番が「申請書類一式」となります。現地見学会の参加申込書や指定の申請書、事業計画書や収支予算書、その他法人等の状況を把握する書類となっております。

それでは、募集要項について説明させていただきます。あらためまして、インデックス「1」の募集要項（案）をご覧ください。募集要項は指定管理者の募集にあたり、本市が考える管理運営の基本方針や、申請の手続き、選定方法を記載したものとなっております。募集要項（案）の2ページをご覧ください。（2）に、本市が考える管理運営の基本方針が記載されております。①については宿泊施設という性質も鑑み、施設を清潔に保ち、良好な状態において管理を行うこととなっております。②は市の公共施設としての基本的な事項となっております。③、④、⑤は指定管理者制度の目的でもある民間の力を活用した施設の効率的・効果的な運営を求めています。⑥については市内の小中学校をはじめとする、他の機関と連携した管理運営が必要となると考えております。

次に、3ページをご覧ください。こちらのページには、指定管理者が行うべき業務を記載しております。続きまして、4ページをご覧ください。「5 指定期間」に記載しておりますが、今回の選定による指定期間は令和8年度から令和12年度までの5年間となっております。続いて5ページの管理運営に関する経費等です。本施設の管理運営にあたっては、施設の利用料等の事業収入、市が支払う指定管理料等によって賄うこととなっております。指定管理料については現在積算中のためアスタリスクの表示をさせていただいております。少し飛びますが、13ページをご覧ください。こちらはスケジュールですが現時点では日付が確定してないため、丸となっております。15ページが申請資格となります。失格となる条件等について記載しております。この後の募集要項の21

ページの「11 指定管理者候補者の審査・選定等」から 24・25 ページの「(5) 順位付けの方法」までは議題 4 に係る部分となるため、本委員会においては非公開となります、後程議題 4 にて説明させていただきます。

続きまして、「2」とインデックスの付いた資料 1 をご覧ください。こちらが業務仕様書となります。こちらで業務に関して具体的な水準を規定しております。仕様書の 4 ページをご覧ください。「第 2. 施設の概要」では、業務の対象となる施設の概要を記載しております。また、「第 3 管理基準」としまして、休所日について記載しております。次のページ 5 ページです。「第 4 施設運営に関する業務」として、具体的な業務の内容を上げております。5 ページから 10 ページまで記載しておりますが、校外学習をはじめとする利用団体の受入れに関する業務、自主事業等に関する業務、利用料の徴収業務、施設の管理に関する業務、ホームページ等の広報業務、そして、食事提供等のサービス運営に関する業務。以上 6 点が主な業務となります。続いて 12 ページから 14 ページが「第 5 管理運営体制」です。本市が必要と考える職員配置などの職員体制や職員の役割、職員が守るべき義務等を記載しております。15 ページから 16 ページまで記載している、「第 6 維持管理に関する業務」ですが、指定管理者が行うべき保守点検業務や衛生管理業務等を列挙しております。17 ページの「第 7 その他管理運営業務に必要な業務」として、災害時の対応や環境への配慮、帳簿や経理について記載しております。18 ページの「第 8 管理運営に関する経費」としましては、改めて指定管理者の収入や支出について記載しております。その後の 19 ページからは、「第 9 業務報告」や「第 10 引き継ぎ業務」などを定めております。募集要項等に関する説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○下永田委員長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明を聞きまして、質問などございますでしょうか。

○大橋委員

質問という訳ではないんですけども、私以前子ども達を連れて行ったときにですね、浴室で盗撮の事件がありまして、警察をよんだことがあったんです。複数校被害があったという報告なんですけれども実際には学校のホームページをみて、その日に宿泊で行っているのを見て、東京のほうからわざわざそっちにきてまで写真を撮るということがありました。浴室が窓ガラス一枚で、外部の人間が入りやすい場所に浴室があります。ですので、それ以降校長会の方では話をしたんですが、お風呂に入っている時間とか外回りとか巡回してもらおうとかそういったようなことも視野に入れていただければありがたいかなと思いました。あとは防犯カメラ関係のところでも少し気になりました。すいません。以上です。

○下永田委員長

はい、ありがとうございます。そうですね。やはり防犯の部分は気を付けたいところです。巡回とかはそのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（津田青少年事業係長）

そうですね。特に巡回の回数について規定はしていないんですけれども、夜間の巡回につきましては前回の要綱の中では特に規定がなかったところを、今回の要綱の中では、夜間でも適切に巡回してくださいというような書きぶりには、変更させていただいております。

○下永田委員長

はい、よろしいでしょうか。

○森嶋委員

よろしいでしょうか。会計士の森嶋でございます。今回の募集要項には関係ないかもしれませんが、経費の観点でご質問がございます。昨年度は、1月から2月まで休所期間があり、また現状ではプールが使用不可である等、今後大規模な修繕等が発生、もしくは必要となる可能性があるかと存じます。現時点で、市の方で決定している計画があれば、事業者様が計画を作成するうえで、該当期間の収支計画へ影響が生じる可能性もあるため、ご案内したほうがよろしいかと思いましたが、いかがでしょうか。

○事務局（津田青少年事業係長）

現在、先程お話いたしましたようにプールやテニスコートにつきましては、使えないような状態になっておりますが、そちらにつきまして、市の方で修繕を行って使えるような状況にするというように予定はしておりません。ただ、委員の方からお話いただきましたように、もしそういったところを修繕するということでしたら、当然指定管理者の方も知っておいたほうがいい情報であると思いますし、管理運営にあたって、直す、直さないといったところでかなり大きな違いがでてくるかと思えます。今は市として、直す予定はないですけども、もし直すような計画がございましたら、指定管理者の方にはお話しをさせていただければと考えております。

○下永田委員長

はい。ありがとうございます。今現在使用できていない施設については、現状改修の予定はないということで、改修や修繕が入るときは指定管理者の方に連絡いただくということで、それで進めていただければと思います。

ただいま質疑応答いただきました部分、まあ、巡回の部分はもうすではいっているというところはあると思いますので、そのあたりはまた、募集要項に反映するというよりも今後、決まった時に確認をしていくというような形で進めていければなと思いますので、募集要項については基本的に今回お示しをいただいた部分で説明をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○下永田委員長

募集要項についてはこのように進めさせていただきます。

ここからは議題④に係る部分となり、船橋市情報公開条例第7条第5号に定める事項について審議するため、非公開となります。

~~~~~非公開部分~~~~~

○下永田委員長

それでは、本日の予定議事は以上となります。事務局より連絡事項はございますか。

○事務局（宮崎青少年課長補佐）

本日はご審議、ありがとうございました。

次回の委員会開催ですが、9月中旬頃を予定しております。内容は、応募者から提出された事業計画書等の書面審査を予定しております。正式な案内につきましては、後日送付させていただきます。なお、本日お配りした資料でございますが、一般公表前の資料になります。取扱いにはご留意いただきたくお願い致します。以上です。

○下永田委員長

それでは、第1回船橋市立一宮少年自然の家指定管理者選定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時56分 閉会